

運営細則

細則Ⅰ 役員の決定

1. 役員、会計監査の候補者は、当該年度の会員予定者とします。その選出は、前年度中に全会員を対象とした家庭投票によってなされます。
役員、会計監査9名の選出は、選出委員の進行のもとで候補者の互選により決定し運営委員会に報告され、総会により承認を得ます。
2. 役員の任期を満了した家庭においては、以後つくし野中学校に新たに生徒が入学してもいかなる役員・部員・委員の就任を求められることはありません。
ただし、本人の意思により就任を妨げません。
3. 教職員の役員、会計監査の選出は教職員に一任します。

細則Ⅱ 学年部

1. 学年部は各学級代表で構成します。
2. 学年部は互選により各学年部長を選出します。
3. 学年部は必要に応じて学級から係を選出します。
4. 各学年部長、係の代表を遂行した際には、以後各部・委員会の代表の任務を負いません。
ただし、本人の意思により、就任を妨げません。

細則Ⅲ 専門部

1. 専門部の活動は、年度初めの学級会で会員から出された要望を、学年の年間行事計画にそって、次のような方針に基づいて行います。
(1)校外部…生徒が自主的に規則正しい学校生活を送ることができるように、学校と家庭が連絡を密にし、目的を達成します。
(2)広報部…PTA活動のPRを行い、PTA広報誌その他の編集、発行を行います。
2. 専門部は必要に応じて学級から係を選出します。
3. 専門部の部長を遂行した際には、以後 各部・委員会の代表の任務を負いません。
ただし、本人の意思により、就任を妨げません。

細則Ⅳ 役員及びその他の委員の被選出権は、同一世帯1名とします。

細則Ⅴ 会費

この会の会費は年額2,000円とします。
途中入会者は、一学期2,000円、二学期1,200円、三学期500円とします。
転校による途中退会者については、1学期中の退会は全額の返金とし、以後の退会は返金しません。

細則Ⅵ 慶弔金規定

死亡(本人) 5,000円
死亡(生徒) 5,000円
その他必要事項が発生したときは、その都度考慮します。

細則Ⅶ 渉外交通費

PTAの運営上要した交通費は、その実費を支給するものとします。

(但し、自家用車の場合は公共交通機関に換算します)

請求用紙は別に定めるものとします。

細則Ⅷ 特別委員会

1. 総会または運営委員会で必要と認めた時は、特別委員会を設けます。
2. 特別委員会の委員は、総会または運営委員会で選出します。

細則Ⅸ 行事参加

各行事への参加は一世帯何名でもできます。

細則Ⅹ フェスタ委員会

1. フェスタを企画、運営、開催します。
2. 会員のみならず、地域、OBの参加を求め、協力してフェスタを行います。
3. フェスタ実行委員長はPTA会長が兼務します。
4. フェスタ委員長を遂行した際には、以後各部・委員会の代表の任務を負いません。
ただし、本人の意思により、就任を妨げません。

細則Ⅺ 特別会計

1. 周年行事積立金は周年行事に係る費用を支出する。毎年度一般会計より繰入を行うことができ、周年行事実施にあたっては、定期総会にて、予算の決議、収支決算の承認を受けるものとする。
2. 備品積立金は本会における備品購入にかかる費用を支出する。毎年度一般会計より繰入を行うことができ、必要な備品の購入にあたっては、定期総会にて、予算の決議、収支決算の承認を受けるものとする。年度途中で備品の購入が必要となった場合には、運営委員会の承認を受けて支出を行い、次年度の定期総会にて収支決算の承認を受けるものとする。急を要する場合には、会長の判断で支出を行い、事後で運営委員会に報告、次年度の定期総会にて収支決算の承認を受けるものとする。
3. 本会の目的を達成するために特別会計を新たに設置する場合、又は既存のものを廃止する場合、運営委員会の承認を受けたのち、定期総会の決議を受けるものとする。

細則Ⅻ 選出委員会

1. 選出委員会は2学年の各学級の代表1名と学校側1名で構成します。
2. 選出委員会は互選により選出委員長を選出します。
3. 選出委員会の任期は定期総会をもって終了します。
4. 選出委員会は役員並びに会計監査の候補者になれません。
5. 選出委員長を遂行した際には、以後、各部・委員会の代表の任務を負いません。
ただし、本人の意思による就任は妨げません。

- 付則
1. 細則Ⅴは平成4年4月25日改定
 2. 細則Ⅸは平成5年10月7日追加
 3. 細則Ⅰ及びⅣは平成5年12月13日改定
 4. 細則Ⅴの一部は平成6年12月8日改定
 5. 細則Ⅴの一部は平成7年3月1日改定
 6. 細則Ⅰ－1の一部は平成12年6月2日改定
 7. 細則Ⅺは平成17年3月8日追加
 8. 細則Ⅱの一部は平成22年5月6日改定
 9. 細則Ⅺの委員登録制については平成22年2月15日削除
 10. 細則Ⅴは平成23年2月16日改定
 11. 細則Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅹの一部は平成28年12月9日改定
 12. 細則Ⅰの一部は平成30年3月5日改定
 13. 細則Ⅴの一部は令和3年7月2日改定
 14. 細則Ⅰの一部は令和3年10月1日改定
 15. 細則Ⅲ－1の一部は令和5年1月27日改定
 16. 細則Ⅱ－2の一部は令和5年3月3日改定
 17. 細則Ⅺは令和5年3月3日追加
 18. 細則Ⅰの一部は令和5年12月13日改定
 19. 細則Ⅻは令和5年12月13日追加、令和6年4月1日より施行

